

# あきしん後見支援預金 商品説明書

秋田信用金庫  
2019年10月1日現在

商 品 名	あきしん後見支援預金（普通預金）
販 売 対 象	家庭裁判所が「指示書」を交付した方
期 間	期間の定めはございません。 ただし、家庭裁判所の後見終了の判断、もしくは被後見人の方の死亡により預金契約は終了します。
預 入	
預 入 方 法	随時預入可能ですが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。
預 入 金 額	1円以上
預 入 単 位	1円単位
払 戻 方 法	随時払戻しできますが、家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。 ○出 金・・・入院費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ○定期送金・・・自動振込等により、指定された間隔（例えば3ヵ月ごと）で指定金額を定期的に後見支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
利 息	
適 用 金 利	変動金利（毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します。）
利 払 方 法	毎月2月と8月の当金庫所定の日に利払いします。ただし、口座を解約される場合は、解約時にお支払いします。
計 算 方 法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年365日とする日割計算を行います。
税 金	利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （マル優の利用はできません） *2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手 数 料	口座管理手数料は無料です。
付 加 可 能 な 特 約 事 項	指示書の指示内容による取扱いのみとなります。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	—
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部（9時～17時、電話：0120-345-112）にお申し出ください。
紛 争 解 決 処 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

<p>その他の参考 となる事例</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。</li><li>・「指示書」の交付申請は成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に行ってください。</li><li>・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取り、インターネットバンキングのご契約はできません。</li><li>・本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。</li><li>・「総合口座」のお取扱いはできません。</li><li>・キャッシュカードは発行できません。</li><li>・ATMでのご利用はできません（窓口でのお取扱いに限定します。）</li><li>・現金でのお支払いはできません（管理口座への振替えとなります。）</li><li>・預金保険制度により元本 1,000 万円までとそのお利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して 1,000 万円までとその利息、給付補填金が保護されます。）</li></ul>
-------------------------	---

登録番号 19-043